

使用料値上げ等の改正案が提案される条例と施行日

条例名	施行日
市民センター条例 (三山市民センター)	令和2年4月1日
霊園条例 (馬込霊園、習志野霊園)	令和3年4月1日
霊堂条例 (馬込霊堂、習志野霊堂)	令和3年4月1日
勤労市民センター条例	令和3年4月1日
都市公園条例 (運動公園、高根木戸近隣公園、北習志野近隣公園、若松公園、法典公園、ふなばし三番瀬海浜公園)	令和2年7月1日及び 令和3年1月1日
プラネタリウム館条例	令和2年4月1日
公民館条例	令和2年8月1日
視聴覚センター条例	令和2年4月1日
市民ギャラリー条例	令和3年4月1日
茶華道センター条例	令和3年4月1日
少年自然の家条例	令和2年4月1日
青少年会館条例	令和2年7月1日
総合体育館条例	令和3年4月1日
武道センター条例	令和3年4月1日
運動広場条例 (行田運動広場、高瀬下水処理場上部運動広場)	令和2年7月1日
市立学校運動場夜間照明灯の使用に関する条例 (宮本中、葛飾中、法田中、高根中、八木が谷中、二宮中、三田中、坪井中、大穴中、小室中)	令和2年7月1日
文化芸術ホール条例 (市民文化ホール、きららホール)	令和3年4月1日
下水道条例	令和2年7月1日及び 令和2年1月1日

12月議会に提案される
公共施設利用料等の値上げ

船橋市がすすめる「行財政改革推進プラン」で提案されている公共施設の値上げと、運動公園・法典公園の駐車場の有料化。

指定管理制度の導入・下水道料金の値上げが、12月議会の議案として提案されることが明らかになりました(表参照)。

詳細については、11月13日以降に開催が予定されている議案説明会で公表されます。船橋市は、この値上げを「使用料・利用料の受益者負担の適正化を図る」などと説明し、公共施設を利用する市民が、まるで「特別な利益」を受けているかのように扱います。

しかし、公共施設の建設費も、維持管理費も、人件費も、市民の税金によつて賄われているものです。公共施設の利用は、「特別な利益」を得ることでなく、市民の

市民の大切な財産である公共施設を利用して利益を上げたり、民間事業者に維持管理を丸投げするようなやり方は、本来の「行財政改革」とは無縁のものです。日本共産党は、こうした市の「行財政改革」を止めるために、市民の皆さんと力を尽くします。

防災無線が聞こえないときは
電話応答サービスで

台風や豪雨時に土砂災害警戒情報を伝える「防災行政無線」の音が、聞こえなかったとの声が寄せられました。

船橋市では、放送内容を自動音声で聞くことができる「電話応答サービス」を行っています。

0120-2784-61

ぜひ、ご活用ください。

◆消費税は5%に！ 1日も早い被災地の復興を！



市議団控室
 ☎ 047-436-3030 FAX 047-420-7201
 ----- 市 会 議 員 -----
 岩井友子 ☎438-8647 坂井洋介 ☎404-2039
 金沢和子 ☎422-5278 松崎さち ☎432-9317
 神子そよ子 ☎769-7271



▲写真左から金沢和子・神子そよ子・岩井友子・坂井洋介・松崎さち各市議。右が山崎健二副市長＝11月5日、市役所

『行革プラン』を中止し、福祉第一の市政を
日本共産党市議団 市に声明を提出

11月5日、日本共産党船橋市議団は市の「行政改革推進プラン」についての見解を声明にまとめ、松戸市長に提出しました。市側は山崎健二副市長が対応しました。

内容は「『行財政改革推進プラン』は中止し、自治体の第一の役割である住民福祉の増進という立場に立った市政運営を求めます」というものです。

市民への十分な周知がないまま公共料金の値上げや福祉サービスの削減・後退、町会・自治会活動を支援の後退、公共施設の民営化を押し付ける行革を厳しく批判しています。

また声明は、全国814市中80位、中核市58市中7位の財政力がありながら、赤字を装う財政推計を振りかざし、市民をミスリードする船橋市の姿勢についても問題であると指摘し、浪費型の公共事業を改め、豊かな財政力を活かして福祉を充実させ、市民が安心して生き生きと学び暮らせる豊かな船橋市をめざすことを提案しています。

市議団からは、その場で山崎副市長に対し、公民館の使用料値上げについて、「年金暮らしの人々が公民館で豊かな時間を過ごしている。その時間を奪うものだ」と指摘し、「プラン自体を中止すべきだと声明にまとめた」と説明しました。

市民の豊かな暮らしや学びの権利を奪う行革は撤回せよと、一緒に声をあげていきましょう。